

○阿賀町地域総合整備資金貸付要綱

令和8年1月6日

告示第1号

(目的)

第1条 この要綱は、町が金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、一般財団法人地域総合整備財団（以下「財団」という。）の支援を得て民間事業者等に供給する無利子資金（以下「地域総合整備資金」という。）の貸付業務を実施するに当たり、その基準を定め、その業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(貸付対象費用)

第2条 貸付けの対象となる費用（以下「貸付対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用（人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利及びリース料をいう。以下同じ。）

(貸付対象事業)

第3条 貸付けの対象となる事業（以下「貸付対象事業」という。）は、町が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられた民間事業者等による事業で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるもの
- (2) 貸付対象事業の営業開始に伴い、事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの。ただし、設備を更新する事業等で、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きいと認められる場合には、当該貸付対象事業の営業開始後に雇用が維持される人数を新たな雇用の確保が見込まれる人数とする。
- (3) 用地取得等の契約締結後5年以内に貸付対象事業の営業開始が行われるもの

2 前項に規定する事業のうち、次の各号に掲げる施設を整備する事業は、原則として貸付対象から除外する。

- (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施設

(貸付対象者)

第4条 貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、貸付けの対象としない。

(1) 暴力団（阿賀町暴力団排除条例（平成23年条例第12号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 代表者又は役員等（法人の役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

(4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

(5) 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(貸付額)

第5条 貸付対象事業1件当たりの貸付額は、100万円以上とし、6億円を限度とする。

2 貸付対象事業1件当たりの第2条各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額（ただし、用地取得費を同条第1号に規定する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することができる。）の60パーセントを限度とする。

3 貸付対象事業1件当たりの第2条第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント（貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント）未満とする。

4 「地域再生計画認定地域」（内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき地域再生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。）において実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「6億円」とあるのは「7億5,000万円」とする。

5 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第22条の2第3項の

認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）第3条第2号に規定する脱炭素先行地域づくり事業、同条第3号に規定する重点対策加速化事業及び脱炭素成長型経済構造移行推進対策費交付金（特定地域脱炭素移行加速化交付金）交付要綱（令和6年2月13日環地域事発第2402131号）第3条第2号に規定する民間裨益型自営線マイクログリッド等事業に係る第1項の適用については、同項中「6億円」とあるのは「7億5,000万円」とする。

6 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数をつけないものとする。

（貸付利率）

第6条 貸付利率は、無利子とする。

（貸付対象期間）

第7条 貸付対象期間は、4年以内とする。

（償還期間等）

第8条 貸付金の償還期間は、20年（5年以内の据置期間を含む。）以内とする。

（償還方法等）

第9条 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に償還するものとする。

（債権の保全等）

第10条 町長は、貸付けに係る債権の保全及び回収の確保を図るため、民間金融機関等確実な保証人の連帯保証を徴するものとする。

（貸付けの方法）

第11条 貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

（遅延利息）

第12条 地域総合整備資金の貸付けを受けた者（以下「借入人」という。）が貸付金の償還を怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14パーセントの割合を乗じた金額の遅延利息を徴収するものとする。

（繰上償還）

第13条 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金

の全部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。

(2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法（平成19年法律第102号）第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。

2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、町長が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。

(1) 借入人が町が策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。

(2) 借入人が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

(3) 借入人が貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。

(4) 借入人が貸付対象事業に係る民間金融機関等からの借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。

(5) 借入人が貸付金の償還を怠ったとき。

(6) 借入人がその他正当な理由なしに地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義務の履行を怠ったとき。

(7) 借入人に関して他の債務のため仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。

(8) 借入人が解散したとき。

(9) 借入人が第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(10) 第10条の規定により連帯保証をした保証人が第6号から第8号までに定める事由のいずれかに該当したとき。

(11) 前各号のほか、町において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

(借入申請)

第14条 町から地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、地域総合整備資金借入申込書(様式第1号)及び事業計画書(様式第2条)に次に掲げる書類を添付して、町長に申し込まなければならない。

(1) 事業者概要書(様式第3号)

(2) 設備投資等及び資金調達計画書(様式第4号)

(3) 年度別損益・資金収支計画書(様式第5号)

- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 地域総合整備資金貸付に係る意見書（様式第6号）
- (6) その他貸付けの審査に当たり必要な補足資料

2 申請者は、前項の申込みの内容に変更が生じたときは、地域総合整備資金借入申込内容変更書（様式第7号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（貸付けの決定）

第15条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定に当たって、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討を参考とすることとし、財団は、当該貸付けがこの要綱に則したものであるか否かについて検討を行うものとする。

（貸付決定の通知等）

第16条 町長は、地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付決定通知書（様式第8号）を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、地域総合整備資金貸付却下通知書（様式第9号）を交付し通知するものとする。

（事情変更による決定の取消し）

第17条 町長は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定を受けた申請者が法令に反する等その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。

3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

4 町長は、地域総合整備資金の貸付決定後、次のいずれかに該当する場合は、貸付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請者が第4条第2項各号のいずれかに該当すると認められたとき。
- (2) 申請者が事業実施に係る契約の相手方が第4条第2項各号のいずれかに該当することを知りながら、その者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 申請者が事業実施に当たり第4条第2項各号のいずれかに該当する者を契約の相手方としていた場合に、町長が貸付決定を受けた申請者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

（貸付契約等）

第18条 町長は、第16条の規定により地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した場合は、借入人と金銭消費貸借契約証書（様式第10号）により金銭消費貸借契約

を締結するものとする。

2 前項の場合において、第10条に規定する連帯保証人は、町長に保証書（様式第11号）を提出するものとする。

（貸付金の交付）

第19条 貸付金の交付は、前条の金銭消費貸借契約締結の後、一括して町の指定する借入人名義金融機関口座への振込みの方法により行う。

（事業の完了報告）

第20条 借入人は、貸付対象事業が完了したときは、地域総合整備資金貸付対象事業完了報告書（様式第12号）を速やかに町長に提出しなければならない。

（貸付金の管理）

第21条 町長は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等について必要に応じ調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

（貸付け等に係る事務の委託）

第22条 町長は、法令に定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事務等を財団に委託するものとする。

（事務委託の手続）

第23条 町長は、前条に規定する事務の委託を行うときは、財団と委託契約を締結するものとする。

（その他）

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第14条関係）

（略）

様式第2号（第14条関係）

（略）

様式第3号（第14条関係）

（略）

様式第4号（第14条関係）

（略）

様式第 5 号 (第14条関係)

(略)

様式第 6 号 (第14条関係)

(略)

様式第 7 号 (第14条関係)

(略)

様式第 8 号 (第16条関係)

(略)

様式第 9 号 (第16条関係)

(略)

様式第10号 (第18条関係)

(略)

様式第11号 (第18条関係)

(略)

様式第12号 (第20条関係)

(略)